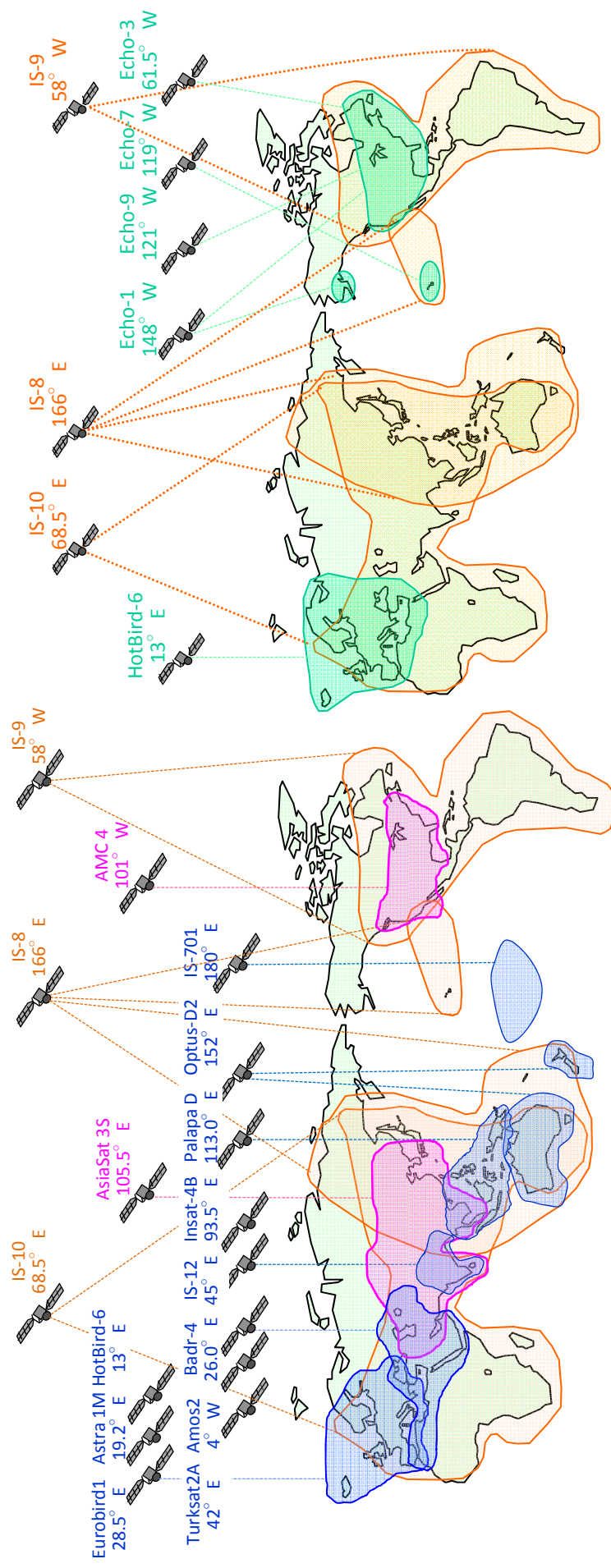


テレビ国際放送の概要

- ・放送時間 外国人向け：1日24時間（インテルサット8、9、10衛星で全世界受信可能。地域衛星にてオーストラリア・ニュージーランド、インド、中東・北アフリカ、南太平洋、北欧・東欧、イギリス、アイルランド、インドネシア、南欧・西欧、イスラエル、パレスチナ暫定自治区、トルコ、スリランカの各地域で受信可能。その他米国、アジア地域では主にホテルにて視聴可能。）邦人向け：1日5時間程度（インテルサット8、9、10衛星で全世界受信可能。その他、地域衛星にて北米、欧州地域でも受信可能。）
- ・予算規模 111.5億円（平成21年度NHK予算額）
- ・実施形態 NHKは、自主放送と要請放送（放送法第33条）を併せ、「NHKワールドTV」「NHKワールド・プレミアム」として放送要請放送に係る費用については、放送法35条の規定に基づき国が負担（平成21年度予算額 24.5億円）。
- ・使用言語 英語及び日本語
- ・使用衛星数 計20基

＜外国人向け＞「NHKワールドTV」



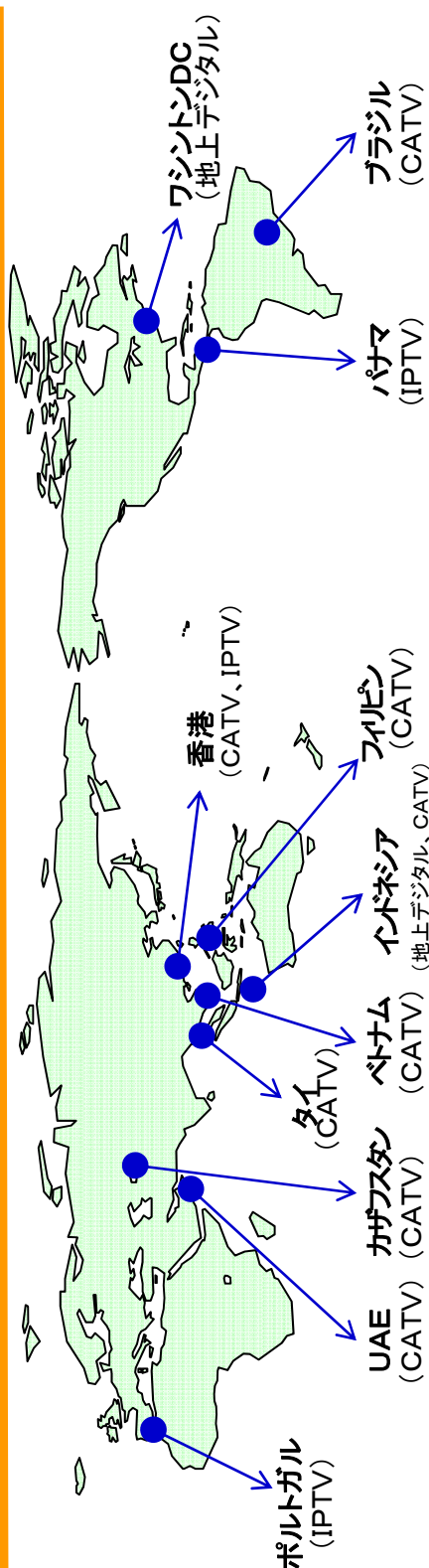
直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)

それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)
主にホテルにて視聴可能

受信環境整備の状況

従来の テレビ国際放送

(平成19年度末現在)

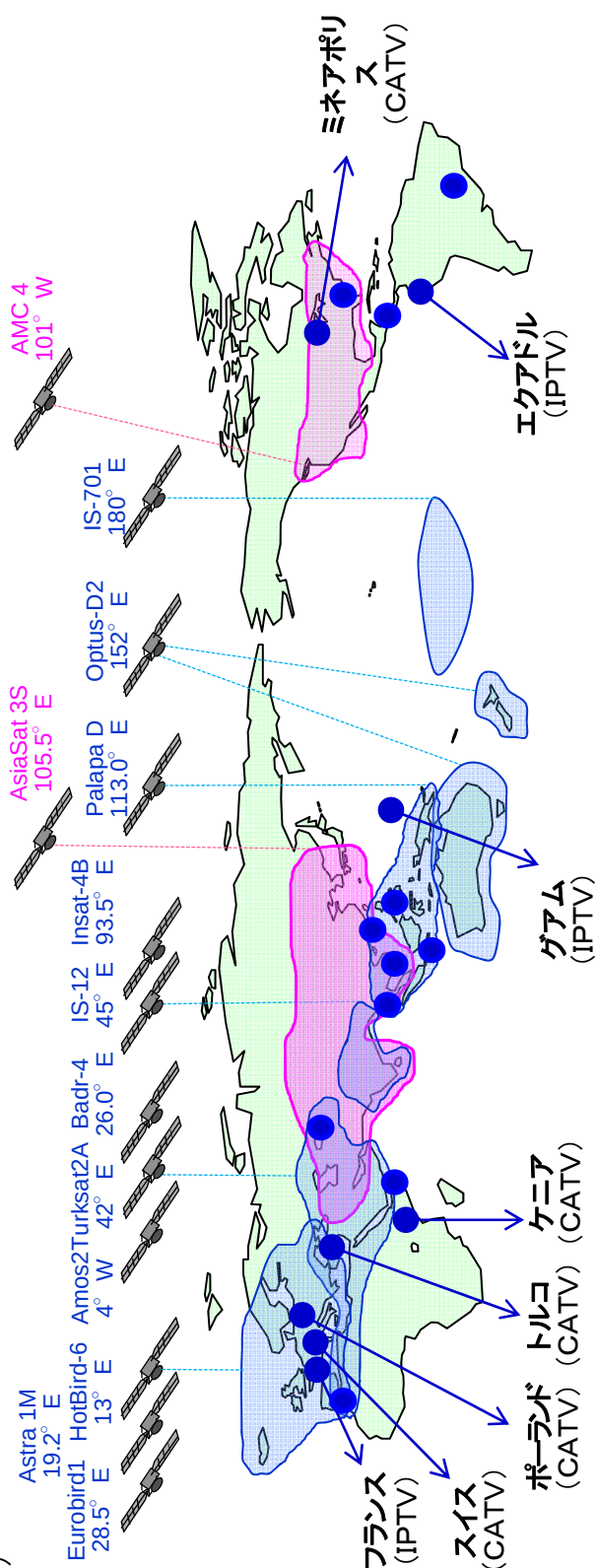


11ヶ国・地域 約230万世帯での受信が...

現在の テレビ国際放送

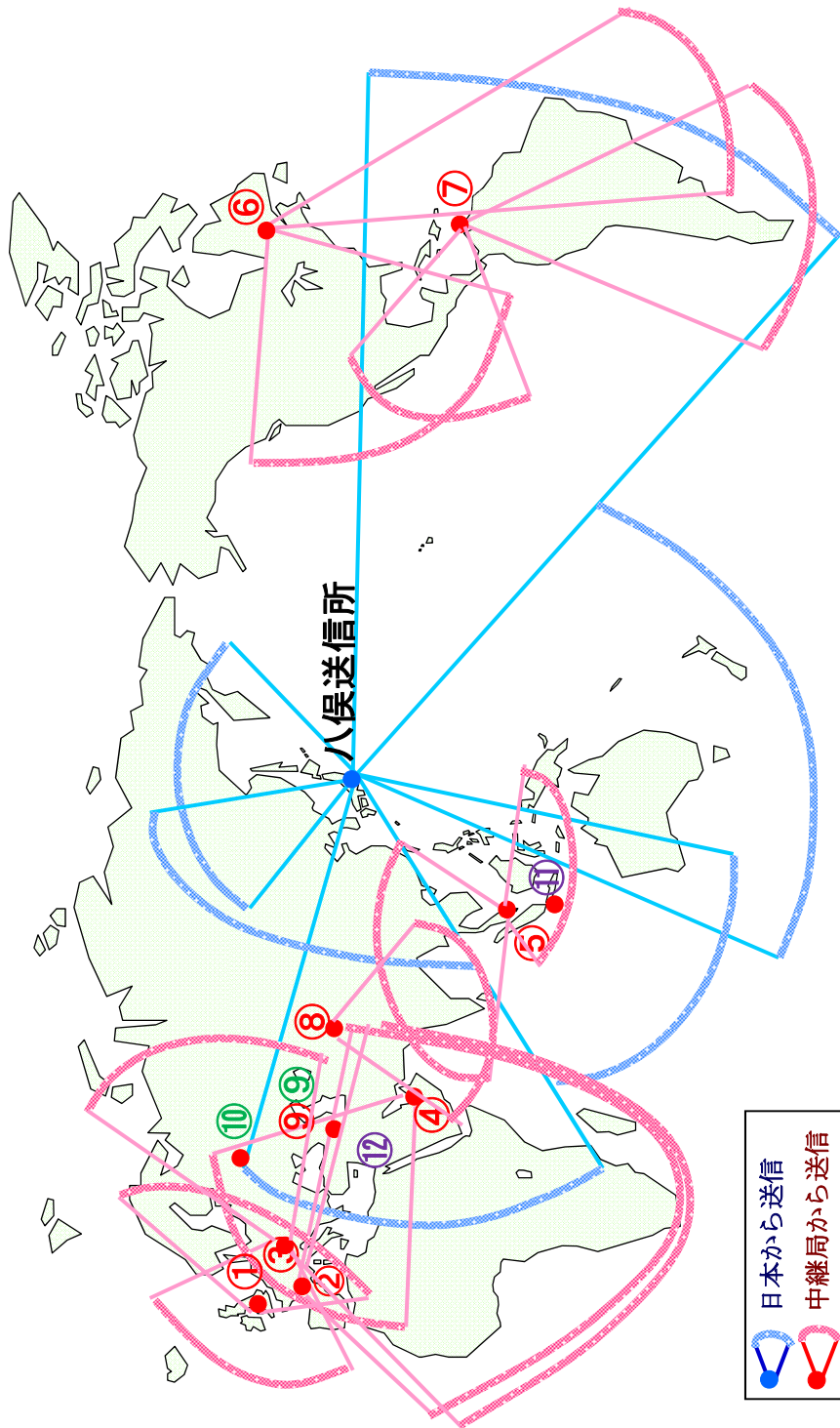
(平成21年12月末現在)

約80ヶ国・地域 1億2400万世帯で受信可能に



ラジオ国際放送の概要

- ・放送時間 1日延べ55時間10分(うち、短波放送47時間45分、衛星ラジオ放送5時間40分及び中波・FM放送1時間45分)
- ・予算規模 67.4億円(平成21年度NHK予算額)
- ・実施形態 NHKは、自主放送と要請放送(放送法第33条)を併せ、「NHKワールド・ラジオ日本」として放送。
要請放送に係る費用については、放送法第35条の規定に基づき国が負担(平成21年度予算額10.5億円)。
- ・使用言語 18言語
- ・送信施設 国内送信所(八俣送信所)1か所、海外中継局12か所



① イギリス中継局	短波	
② フランス中継局		
③ ドイツ中継局		
④ ダバヤ中継局(UAE)		
⑤ シンガポール中継局		
⑥ カナダ中継局		
⑦ (オランダ領アンチル諸島)	中波	
⑧ ウズベキスタン中継局		
⑨ アルメニア中継局	FM	
⑩ モスクワ中継局		
⑪ インドネシア中継局 (ジャカルタ他)		
⑫ ヨルダン川西岸地区中継局		

鳩山総理施政方針演説(拉致問題関連)

第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説(抜粋)

【平成22年1月29日】

(アジア太平洋地域における二国間関係)

北朝鮮の拉致、核、ミサイルといった諸問題を包括的に解決した上で、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現する。これは、アジア太平洋地域の平和と安定のためにも重要な課題です。具体的な行動を北朝鮮から引き出すべく、六者会合をはじめ関係国と一層緊密に連携してまいります。拉致問題については、新たに設置した拉致問題対策本部のもと、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くしてまいります。

拉致問題対策本部の設置について

平成21年10月13日
閣 議 決 定

1. 拉致問題に関する対応を協議し、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策を機動的に推進するため、内閣に拉致問題対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係大臣等に出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 拉致問題担当大臣、内閣官房長官、外務大臣
3. 本部の下に、拉致問題担当大臣を議長とし、関係府省の副大臣又は大臣政務官等を構成員とする関係府省連絡会議を置く。
4. 本部及び関係府省連絡会議の庶務を担当する拉致問題対策本部事務局を内閣官房に設置する。事務局長は拉致問題担当大臣をもって充てる。事務局長を補佐するため事務局長代理を置く。
5. 平成18年9月29日の閣議決定により設置された拉致問題対策本部は、これを廃止する。
6. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

総情国第9号-3

平成21年3月12日

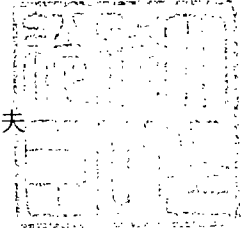
日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿



総務大臣

鳩山 邦夫



平成21年度国際放送等実施要請について（通知）

標記について、電波監理審議会の答申を受け、平成21年4月1日時点で必要な予算が国会の議決を経ている場合、同日、別添1及び2のとおり、要請を行うこととしましたので、通知します。

つきましては、別添1及び2に示す指定の内容に沿った業務を実施するか否かを検討の上、検討の結果（応じないとする場合には、その内容及び理由を含む。）を、平成21年4月1日付けで、文書により回答されるよう願います。

総 情 国 第 9 号

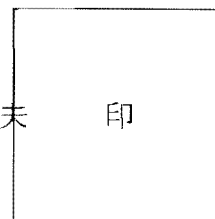
平成 2 1 年 4 月 1 日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総 務 大 臣

鳩 山 邦 夫 印



平成 2 1 年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 3 3 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

（1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

（2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

放送区域は、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランドとする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

以上

総情国第 9 号 - 2

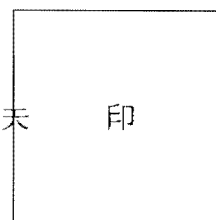
平成 21 年 4 月 1 日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総 務 大 臣

鳩 山 邦 夫 印



平成 21 年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

委託して放送をさせる区域は、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州とする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信

者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

以上



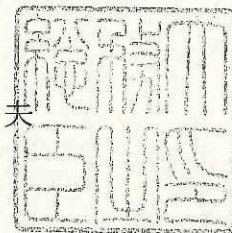
総情国第9号

平成21年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣
鳩山 邦夫



平成21年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

・放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

（1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

（2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

放送区域は、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランドとする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第53条の13の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条～第99条）の規定に則って行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、電波法第7章の規定を準用する放送法第53条の13の規定が適用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



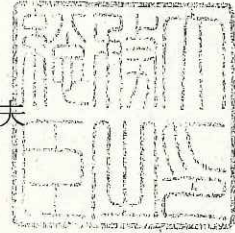
総情国第9号-2

平成21年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣
鳩山 邦夫



平成21年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

委託して放送をさせる区域は、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州とする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信

者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第53条の13の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条～第99条）の規定に則って行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、電波法第7章の規定を準用する放送法第53条の13の規定が適用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



平成21年4月1日

総務大臣 鳩山 邦夫 殿

日本放送協会
会長 福地 茂雄



平成21年度国際放送等の実施要請について(回答)

平成21年度におけるラジオ国際放送およびテレビ国際放送の実施要請については、それを応諾します。

◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～一の三 （略）

二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び受託協会国際放送以外のものをいう。

二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の三～三の五 （略）

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

四～六 （略）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（目的）

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとと

もに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、二、三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～三 (略)

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第九条の二第二項の規定により子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業

者の意見を聴かなければならない。

- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。以下この項における委託放送事項について同じ。)その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。
- 5 第九条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(国際放送等の費用負担)

第三十五条 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第三十三条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(放送番組の編集等)

第四十四条 1～3 (略)

- 4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する

外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第八条の三第二項(定款変更の認可)、第九条第八項(第三十三条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第九条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第九条の二の二(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第九条の四第一項(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の要請)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十七条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第二項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十三第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)、第五十二条の三十第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

三～六 (略)

2 (略)

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年3月10日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成22年3月10日 付議第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(山田電波監視官、加賀谷係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る 異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成 22 年 2 月 8 日

2 異議申立人

アマチュア無線家ら 101 名

3 異議申立てに係る処分

平成 22 年 1 月 27 日に官報告示（総務省告示第 22 号）した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

○ 平成 22 年 1 月 27 日付け総務省告示第 22 号

- | | |
|----------------|------------------|
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 東日本電信電話株式会社 |
| 型式名 | P N－1100 H D |
| 指定番号 | 第 A T－09006 号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 株式会社タムラ製作所 |
| 型式名 | L－23200037－00 |
| 指定番号 | 第 A T－09007 号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 株式会社ネクストソリューションズ |
| 型式名 | B P L－D G U10 |
| 指定番号 | 第 A T－09008 号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 株式会社ネクストソリューションズ |
| 型式名 | B P L－S U230 J |
| 指定番号 | 第 A T－09009 号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 株式会社アイ・オー・データ機器 |
| 型式名 | P L C－E T／M A |
| 指定番号 | 第 D T－09001 号 |

4 異議申立ての趣旨及び理由

広帯域電力線搬送通信設備が 2 M H z から 30 M H z までの周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成 22 年 1 月 27 日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第100条第1項第1号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第100条第1項第1号カッコ書き及び電波法施行規則第44条第1項第1号（1））。

(参照条文)

○ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（高周波利用設備）

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（通信設備）

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kH_z以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの
 - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

- 二 屋内において二MH_zから三〇MH_zまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）